|  |
| --- |
| 指定医申請に関するよくある質問（軽易なもの）大阪府こころの健康総合センター作成 |
| 　 | 質問 | 回答 |
| １ | 指定医申請書について。精神科に従事した期間及び病院名の欄には、研修期間中の履歴も全て記入しないといけないのか。 | 初期研修後に３年以上の実務経験があれば、初期研修期間中の精神科での経歴などは省略可です。ケースレポートの期間及び実務経験証明書で証明されている期間については、省略できません。 |
| ２ | 様式が変更され、様式に「印」がなくなっているが、実務経験証明書に病院の管理者の印は不要か。 | 自署と書かれている部分以外は記名でOKです。なお、様式変更時に、２－１、２－２には「証明書の内容について、厚生労働省から直接照会することがある」との文言が追加されました。 |
| ３ | ①申請書の提出時に予約は必要か。②６月３０日が締め切りと聞いている。６月３０日の予約は可能か。 | ①予約は不要ですが、受付時間は約１５分です。申請者が重ならないように事前に電話していただければ助かります。②申請時に書類をチェックして、不備があればお持ち帰りいただきます。その修正期間の余裕を勘案して提出日を決めることをお勧めします。 |
| ４ | 実務経験証明書について、専門医（後期）研修の証明書は、様式２－１か様式２－２か。 | 専門医（後期）研修は、様式２－１を使用してください。なお（初期）臨床研修は、様式２－２をお使いください。 |
| ５ | 実務経験証明書について、専門医（後期）研修の証明書は派遣元が証明（記入）するのか、派遣先が証明するのか（給与は派遣元）。 | 研修期間中は派遣先（研修先）の病院で証明（記入）してもらってください。 |
| ６ | 申請書、履歴書、ケースレポートについて、病院の名称が変わった場合は、どちらの名称で記載すればよいか。 | 病院に限らず、銀行、企業等で名称変更はどこにでもあります。当時の名称で○〇〇病院（現○○○病院）と表示し、名称が変更になったことがわかるような書類（HPの写しなど）を添付ください。令和３年６月申請時には、「大阪医科大学付属病院」と「医科薬科大学病院」に関して厚労省から問い合わせがあり、（申請時に説明資料を添付しなかったため）府から病院HPなどの説明資料を提出しました。 |
| ７ | 携帯番号、メールアドレスがなぜ必要か。 | 府に対する情報提供はもちろん任意です。ちなみに、書類提出後に厚生労働省から申請書類の照会又は補正を求められることがあります。その照会や指示を速やかにお伝えするため携帯電話番号をお願いしています。また、その指示には専門用語が含まれていることもあり、事務職員が口頭でお伝えするには難しい場合があります。メールアドレスがわかる方には、電話連絡後、厚労省からのメールをそのまま転送して対応しています。また、連絡先が分かれば、合否の連絡も速やかに行えると思います。ご理解・ご協力をお願いします。 |
| ８ | 合否の結果がわかるのはいつごろか。 | 審査は厚生労働省で行っており、都道府県ではわかりません。申請者によっても異なります。結果が届きましたら速やかにお知らせします。 |
| ９ | ①病院の管理者とは何か。②研修先の病院の管理者はどのように確認すればよいか。 | ①医療法第10条「病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が医業をなすものである場合は臨床研修等修了医師に（中略）これを管理させなければならない。」とあります。開設者（理事長）と管理者（院長）が同一人物（医師）でも証明書に理事長と記載されていれば認められません。②「大阪府医療機関情報システム」で確認できます。https://www.mfis.pref.osaka.jp/apqq/qq/men/pwtpmenult01.aspx |
| 10 | 実務経験証明書の証明日と証明期間について | 令和４年１月の改正により、実務経験証明書等の証明期間が日単位に変わりました。証明書類の期間（末日）に対応した書類の作成をお願いします。 |
| 11 | 診断治療に従事した期間の考え方 | ①最終の月は、月半ばの証明日でも１月として算入可。②医籍登録が遅れた場合でも、実際の従事の日から算入可。③最初の月の１日が日曜日の場合は、その月は算入不可 |
| 12 | 大阪府からのお願い | ケースレポートは、記載すべき５症例５分野などが定められており、さらに細かく「満たすべき要件」などの文書が発出されています。それらの要件は、府の申請窓口において事務職員がチェックすることができませんので、申請者において確認をお願いします。 |